

平成26年5月14日

各 位

西菱電機株式会社

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記の通り変更することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

全取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を立案すると共に、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、体制を以下の通り整備してきたが、今後も、法制、社会情勢その他を勘案しつつ一層体制の充実に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」、「情報資産管理規程」、「文書管理規程」等の関連規則に基づき取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ、保存方法・保存年数等を定めて保存及び管理を行っている。特に、取締役会議事録等の議事録類、稟議書正本その他の重要な情報については担当部門が保存管理し、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようしている。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係るリスクにつき、平時において社長を委員長とする全社横断的な「危機管理委員会」においてこれらを未然に防止するための方策の検討を行い、その結果に基づく危機防止策を各部門の長の責任において実施している。更に、万一これらの事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑えることのできる体制を組めるようにしている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

主要なものとしては、第一に取締役会で決定された経営目標を各部門において具体化することにより年度計画をはじめとする経営計画を策定し、毎月の幹部会議においてフォローすることによって目標の共有化に基づく業務執行の効率化を図っている。第二に、執行役員制度を導入することにより、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行えるようにすると共に、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、業務の重複を防ぎ効率的な業務の遂行ができるようにしている。第三に、金融商品取引法第24条の4の4に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を整備し運用している。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

経営方針及び様々な場におけるトップのコンプライアンスの重要性の強調による全社への周知徹底と共に、次のような体制をとっている。

第一に、「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知している。

第二に、社内規則集を整備して「コンプライアンス基本規則」を中心に「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規則」その他コンプライアンスの実効性を担保するための諸規則を制定・施行している。

第三に、コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育制度を実施している。

第四に、社長直属の監査室による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行っている。

なお、反社会勢力と関係を遮断し今後も取引その他一切の関係をもたないことについては、「コンプライアンス行動指針」に明記するとともに、全社に徹底している。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営目標及び年度計画をはじめとする経営計画の適用範囲に子会社が入っているために目標は当社と共有している。次に、経営管理部門が所管する「関係会社管理規則」に基づき当社の監査室が内部監査を行い、また、当社の監査役、子会社の監査役および当社の監査室とが定期的に情報を交換し企業集団の業務の適正を確保するための情報を共有化できる体制としている。

また、当社としては子会社に対しては役員人事を通じてコントロールを図ることを原則とし、個々の業務執行に直接影響を及ぼすことは控えるように配慮している。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役会を補助するスタッフは置いていないが、今後監査役より申し出があった場合においてその意向に沿うべく検討する。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われるこことを確保するための体制

取締役と監査役とは定期的に情報を交換しており、また、監査役は、幹部会議等重要な会議への出席、監査室および子会社の監査役との情報交換等を通じて会社業務の実情を直接聞き質問できる体制にするなど監査役の監査を実効あらしめるための措置を講じている。

監査役会に対する報告体制については、今後の諸制度の整備に対応して一層推進していく。

以上